

固定資産税償却資産の申告を忘れずに行いましょう

令和6年1月1日現在、市内に償却資産(事業用資産)を所有している個人・法人は、固定資産税(償却資産)の申告が必要です。

なお、前年度までに申告した人には、12月初旬に償却資産申告書を発送しています。

■申告の対象となる資産の例

Table with 2 columns: 業者 (小売業, 農業, 建設業, 不動産賃貸業) and 物品例 (商品陳列ケース, 農用機械, 土木建設機械, 駐車場舗装).

申告期限 1月31日(水)

申告場所 税務課、各総合支所市民福祉課

☎ 税務課家屋担当 ☎23-2148

口座振替済通知書を送付します

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料(いずれも普通徴収で年金天引きを除く)については、1月5日(金)に口座振替済通知書を送付します。

その他の税で、税の納付に口座振替を利用している人は、各期の口座振替結果を記帳などで、確認してください。

☎ 納税課収納担当 ☎23-5148



源泉徴収票が送付されます

老齢年金を受けている人に、令和5年に支払われた年金の金額などを通知する「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬以降、日本年金機構から送付されます。

源泉徴収票は、確定申告をする際に必要となりますので、大切に保管してください。

※障害年金や遺族年金は、所得税および復興特別所得税の課税対象外のため、源泉徴収票は送付されません。

☎ 古川年金事務所 ☎23-1200
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

3010(さんまるいちまる)運動に取り組みましょう

日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」が年間523万トン発生しています。

会食時にはおいしく食べきり、食べ残しを減らす「3010運動」に取り組み、食品ロスを減らしましょう。

■会食時に食品ロスを減らすコツ

①最初の30分間と最後の10分間は料理を楽しむ②食べきれぬ量のメニューを注文する

☎ 農政企画課世界農業遺産未来戦略室 ☎23-2281

配偶者などからの暴力(DV)相談

専門相談員が電話相談、個別の面接相談を行っています。秘密は守られますので、気軽に相談してください。

期間 月～金曜日 9時～17時

場所 わいわいキッズ大崎

☎ 子育て支援課子ども家庭相談担当 ☎23-6048

公共下水道(汚水)事業計画変更に係る説明会を開催します

令和5年度に下水道事業計画区域の拡大を予定している地区を対象に、今後の予定などの説明会を開催します。

詳しくは、市ウェブサイトを確認するか問い合わせください。

Table with 3 columns: 対象地区, 期日, 場所. Includes areas like 竹ノ内・大江 and 大幡東・大幡西.

時間 ①②19時～20時③18時～19時

対象 対象地区に在住の人、地権者

その他 実際に工事を行う場合は、沿線に住んでいる人を対象に、改めて工事説明会を開催します。

▶市ウェブサイト



☎ 下水道施設課整備担当 ☎25-5210

三本木公民館の利用説明・見学会を開催します

三本木公民館は、令和6年4月1日(月)から三本木総合支所内に移転するため、研修室などの利用方法の説明や各施設の見学会を開催します。

日時 1月26日(金) ①14時～16時

②18時～20時

場所 三本木総合支所2階 第2会議室

対象 三本木公民館の利用を希望する人、団体

☎ 三本木公民館 ☎52-5852

くらしの情報

くらしの情報や各種募集、催し・講座、健康情報を紹介します。

大崎市民病院経営強化プラン(中間案)に対する意見を募集します
健康推進課保健・地域医療担当 ☎22-15 FAX23-9880

市では、大崎地域の持続可能な医療体制の確保に向け「大崎市民病院経営強化プラン(中間案)」の策定を進めています。皆さんの意見を募集します。

■公表方法

- 1市ウェブサイトでの閲覧
2窓口での閲覧
3市情報センター(市役所本庁舎1階)
4支所地域振興課内)
5健康推進課(市役所本庁舎1階)

対象 市民または市内に通勤・通学している人、市内に事業所を有する個人または法人

■意見の提出期間

1月12日(金)～31日(水)

■意見の書き方

計画に対する意見と氏名または事業所名称、住所または事業所の所在地、連絡先(電話番号・Eメールアドレスなど)を記入してください。匿名での問い合わせや電話の意見には応じられません。

第4次大崎市男女共同参画推進基本計画に対する意見を募集します
まちづくり推進課男女共同参画推進室 ☎21-03 FAX23-2427

市では、現行の第3次基本計画について、社会情勢の変化や国の制度改正などを踏まえた内容に見直します。皆さんの意見を募集します。

■公表方法

- 1市ウェブサイトでの閲覧
2窓口での閲覧
3市情報センター(市役所本庁舎1階)
4支所地域振興課内)
5まちづくり推進課(市役所本庁舎3階南側)

対象 市民または市内に通勤・通学している人、市内に事業所を有する個人または法人

■意見の提出期間

1月12日(金)～31日(水)

■意見の書き方

計画に対する意見と氏名または事業所名称、住所または事業所の所在地、連絡先(電話番号・Eメールアドレスなど)を記入してください。匿名での問い合わせや電話の意見には応じられません。

提出方法
1 持参の場合
月～金曜日 8時30分～17時15分(祝日を除く)
まちづくり推進課、または各総合支所地域振興課に提出
2 郵送の場合
〒989-16188
大崎市古川七日町1番1号
まちづくり推進課に郵送(1月31日(水)消印有効)
3 ファックスの場合
まちづくり推進課に送信
4 Eメールの場合
件名を「第4次大崎市男女共同参画推進基本計画への意見」とし、まちづくり推進課(machi@city.osaki.miyagi.jp)に送信

提出方法
1 持参の場合
月～金曜日 8時30分～17時15分(祝日を除く)
まちづくり推進課、または各総合支所地域振興課に提出
2 郵送の場合
〒989-16188
大崎市古川七日町1番1号
まちづくり推進課に郵送(1月31日(水)消印有効)
3 ファックスの場合
まちづくり推進課に送信
4 Eメールの場合
件名を「第4次大崎市男女共同参画推進基本計画への意見」とし、まちづくり推進課(machi@city.osaki.miyagi.jp)に送信

- 1市ウェブサイトでの閲覧
2窓口での閲覧
3市情報センター(市役所本庁舎1階)
4支所地域振興課内)
5まちづくり推進課(市役所本庁舎3階南側)

対象 市民または市内に通勤・通学している人、市内に事業所を有する個人または法人

■意見の提出期間

1月12日(金)～31日(水)

■意見の書き方

計画に対する意見と氏名または事業所名称、住所または事業所の所在地、連絡先(電話番号・Eメールアドレスなど)を記入してください。匿名での問い合わせや電話の意見には応じられません。

Advertisement for Yamashiro Shopping (アパマンショップ) at Gokawa Station, featuring real estate services and contact information for Furukawa Land Co., Ltd.